

全 員 協 議 会 記 録

令 和 2 年 3 月 2 5 日

【開催日】 令和2年3月25日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時10分

【出席議員】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
議員	伊場 勇	議員	大井 淳一朗
議員	岡山 明	議員	奥 良秀
議員	河崎 平男	議員	河野 朋子
議員	笹木 慶之	議員	水津 治
議員	杉本 保喜	議員	高松 秀樹
議員	恒松 恵子	議員	中岡 英二
議員	中村 博行	議員	長谷川 知司
議員	藤岡 修美	議員	松尾 数則
議員	宮本 政志	議員	森山 喜久
議員	山田 伸幸	議員	吉永 美子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	事務局次長	石田 隆
事務局主査兼庶務調査係長	島津 克則	議事係長	中村 潤之介

【付議事項】

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

午前10時 開会

小野泰議長 おはようございます。ただいまから全員協議会を開催いたします。
付議事項の1番目、議運決定事項について、笹木委員長お願いします。

笹木慶之議会運営委員長 皆さんおはようございます。それでは第20回の議会運営委員会の決定事項について報告いたします。まず付議事項の1点目、令和2年第1回（3月）定例会に関する事項についてであります。議案第37号山陽小野田市地方卸売市場条例に関する修正案について。産業建設常任委員会において、「議案第37号山陽小野田市市場卸売市場条例に対する修正案」が全員賛成で可決されております。修正案については議場にて配布する。そして、採決方法は、まず修正案についてお諮りする。そして修正案が可決された場合、修正案を除く原案についてお

諮りします。修正案が否決された場合には、原案についてお諮りするという手順になろうかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。それから2点目の地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてであります。議員提出議案の案を資料の1のとおりといたしてあります。3月25日、つまり本日の本会議に提出して、委員会付託を省略し、即決するという事になってあります。資料1を見ていただきたいと思えます。これにつきましては、従来の指定のものがございましたが、これを全部改正して今回新たに設けるという事になってあります。つきましては、第3号の「議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の5%の額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）以下の範囲内で変更すること。」といたしてあります。なお、この指定につきましては、令和2年4月1日から効力を生ずるという事。加えまして附則第3号で、「この指定の前に議会の議決を得た契約についても、第3項の規定を適用する。」ということにいたしてあります。続きまして、議事日程の変更案についてであります。(3)を御覧いただきたいと思えますが、付託案件、議案第25号に対する委員長報告、質疑、討論及び採決についてであります。これは、山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。関係する議員の方もいらっしゃいますので、ここは二つに分けて対応するという事になります。ということで、その下の議案第25号についてのアンダーラインも同様の理由でございます。それから、先ほど言いましたように、議員提出議案2件の上程を付け加えてあります。なお、ここには記載はございませんが、先ほど議運の中で取り諮られました。山田議員のほうから緊急質問の要請がございました。ということで、これを日程に加えるということで対応することを決定いたします。以上で報告を終わります。

小野泰議長 笹木委員長、19回の説明がありません。議運決定事項の19回目です。

笹木慶之議会運営委員長 すいません。今、第19回を漏らしてあります。第19回の議会運営決定事項について申し上げます。第19回の議運決定事項につきましては、市議選の公職選挙法事件の有罪判決を受けて、杉本議員自身の説明責任と議会の対応について要望書及び杉本保喜議員の政治倫理規程違反事件にかかわる陳情書の2件について、これまでの審査の結果をそれぞれの要望者や陳情者にお返しすることといたしました。

た。地方自治法第180条第1項の規定による市長先決処分等の事項の指定については、これまでの議論を踏まえて、本会議最終日となる3月25日に、先ほど申しあげましたように、議案を提出するということになりました。前後して申し訳ございません。おわびして訂正して、よろしく願い申し上げます。

小野泰議長 ただいま議運決定事項について説明ございましたが、何か質問ございますか。ないですか。そしたら、ちょっとひとつ確認をいたしたいと思えます。地方自治法第180条第1項の規定により市長専決処分事項の指定についてということで、これは全議員異議なしということによるしゅうございますか。（「異議なし」と発言する者あり）確認です。ありがとうございます。その他について何かございますか。石田次長。

石田議会事務局次長 それでは先ほど緊急質問の件で、本会議の議事的な流れのことを御説明いたします。本日の日程としては日程第1でございますが会議録署名議員の指名が最初でありまして、その後同意3件の審議がございます。その前、会議録署名議員の指名の後に、この緊急質問の議題について議論していただくということでございます。それで議長のほうからこの緊急質問の申出があったということの宣言をされまして、採決に入る前に、この緊急質問を要するという真にやむを得ないと認められるかどうかという理由について提出者から説明をしていただきます。そしてその後、採決に入りましてこの緊急質問に同意の上、日程について直ちに発言を許可することに賛成の議員の起立を求めますということで諮りまして、緊急質問が可か否かということをお諮りします。可の方は立っていただき、否の方、反対という方は座ったままということでございます。過半数に至りましたら可決ということになりますので、直ちに緊急質問の発言を許可することで緊急質問が始まることとなります。否決された場合は、そのまま日程には上らず、そのあとの同意3件の審議に入らせていただくという流れになろうかと思えます。以上でございます。

小野泰議長 流れはただいまのとおりでございますので、よろしく願いいたします。それでは、これで全員協議会を終わります。10時25分から本会議を開会したいと思います。

午前10時10分 散会
